

家計に与える消費税負担に関する研究

～逆進性について考える～

1140465 林 佑香

高知工科大学マネジメント学部

1. 概要

消費税の最大の問題点は、低所得者ほど負担が大きく、高得者にはほとんど影響がないという「逆進性」の究極系といえる制度であることだ。税金というのは、国家の運営資金としての役割とともに、所得の再分配という重要な役割がある。所得税が「累進課税制度」になっているのも、低所得者への負担には限界があるため、高所得者に多めに負担をしてもらうという意図があるからだ。しかし消費税は累進性ではない。年金生活のおばあちゃんが買う 100 円の野菜にも、富裕層が買う 1000 万円の高級外車にも、一律に 5%や 10%といった税率が課せられる。富裕層にとっては税金が 50 万円から 100 万円に増えても何の影響もないだろうが、おばあちゃんにとっては 5%の税率アップは死活問題になる。本研究では、消費税増税により増加する逆進性をなくすことを目的とし、逆進性を解消するために最も適した政策を提案する。

2. 背景

安倍晋三首相は 2013 年 10 月 1 日、消費税率を 2014 年 4 月に現行 5%から 8%に引き上げることが表明した。2015 年 10 月には 10%へと引き上げられる。2013 年 5 月 10 日、財務省より同年 3 月末時点での国債と借入金残高の合計額が 991 兆円であることが公表された。これは名目 GDP の 2 倍を超える規模であり、そうした膨大な借金が我々若者世代の負担になることを示している。しかも、今年度一般会計予算における基礎的財政収支（プライマリーバランス）が約 23 兆円の赤字であることや、今後も少子高齢化が進展して行くことなどを踏まえれば、この負担はますます拡大していくと考えられる。このような厳しい財政状況を踏まえれば、消費税率引き上げは当然、という意見が多い。しかし、消費税増税に伴い、消費税の逆進性（低所得者層ほど税負担が増加する）が増加するのでは？

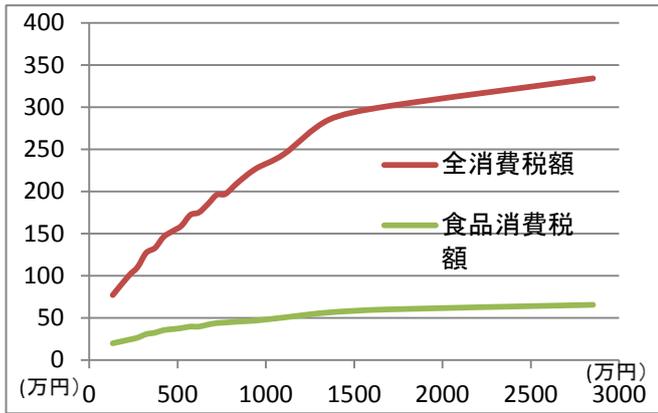
という疑問が生じる。そこで、逆進性がどのように発生するのか、どのような政策が逆進性などの弊害を小さくすることに有効なのかを明らかにする必要がある。

3 目的

3-1 逆進性について

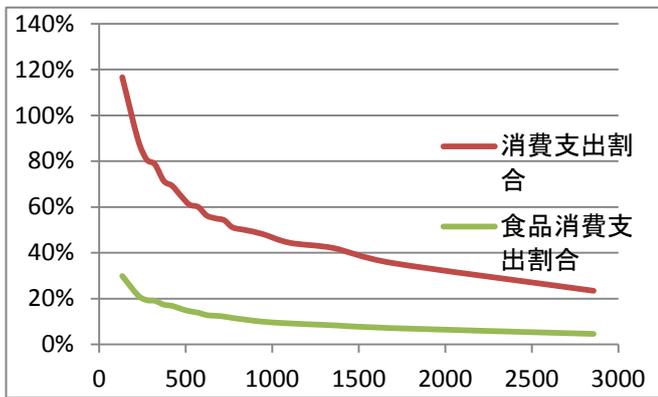
低所得者の生活を守るためにも、逆進性対策は避けては通れない問題だと言える。しかし、逆進性がどのように発生するのか、どのような政策が逆進性などの弊害を小さくすることに有効なのかははっきりしていないのが現状である。そこで、逆進性の仕組みを明らかにし、逆進性を改善する方法を構築することを本研究の目的とする。消費税とは文字通り、消費者が消費した物やサービスに課税されるものである。消費者が消費するものには、必需品と奢侈品（贅沢品）がある。下図は「平成 21 年全国実態調査」より推計した収入階級別年間の消費税額を示したものである。これを見ると年収が高い人ほど消費税額が増えているのがわかる。高所得者ほど消費額が多いということだ。しかし、図 2 は収入階級別の年間の全体消費支出負担割合と食料にかかる消費支出負担割合を示したものだ。これを見ると、低所得者層ほど両者の負担割合が高くなっていることがわかる。これが「逆進性」と呼ばれるものである。逆進性の仕組みはこうである。必需品の代表的なものとして、食料品がある。金持ちの人も貧しい人も、食べなくては生きていけない。どの人も食料品を購入する。このため、貧しい人の方が、所得から食料品に支出する割合が多くなる。例えば、年収 200 万円の人が年間 50 万円食料品に支出すると、所得の 25%を食料品に割いていることになる。これに対して、年収 1000 万円の人が貧しい人の支出の倍の 100 万円を食料品に支出したとしても、食料費の負担は所得の 10%に過ぎない。食料費の負担は貧しい人の方が高いのだ。消費税によって食

料品の価格が上昇すると、貧しい人の負担がより大きくなる。これが逆進性と言われるものである。



図一．所得と消費税負担

(作成: 林 佑香 「平成 21 年度国民階級別消費額」から推計)



図一．所得と所得に占める消費税の比率

(作成: 林 佑香 「平成 21 年度国民階級別消費額」から推計)

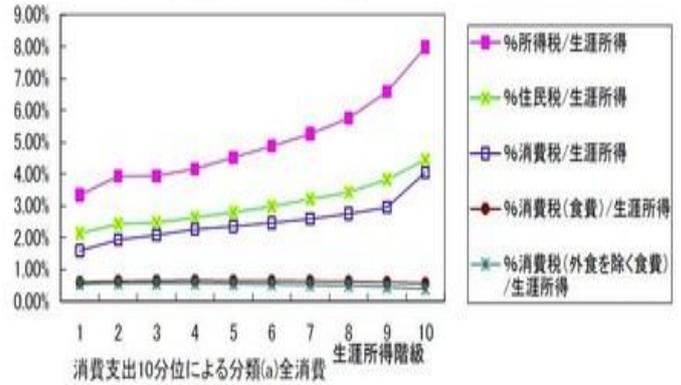
3-2 消費税は本当に逆進性があるのか

しかし、ここで消費税は本当に逆進性があるのかという疑問が生じる。「消費税は逆進性ではない」という意見も存在するのだ。このような意見がある。「人々は当期だけで場当たりに消費するわけではないので、生涯所得で考えたほうがよい。生涯所得で考えると、人々の所得は勤労所得と引退後の年金に分けられる。一般に後者のほうが低いので、現役のとき高い所得を得ていた人でも、引退後は所得が低くなり、消費性向は上がる。人々が合理的に消費すると仮定すると、死ぬまで所得をすべて使い切るので生涯所得に対する消費税の比率は同じなのだ。(池田信夫)

実証的にもこの推定は確かめられている。大竹文雄氏と小原美紀氏によれば、次の図のように(所得が最高の)10分位の消費税の生涯所得に対する負担率は4.05%であるのに対して、第一分位の負

担率は1.59%、消費税はかなり強く累進的になっている。

図3 生涯税負担率1999(%生涯所得)



図一．生涯所得階級と生涯租税負担率

(出典:

www.judanren.or.jp/seisaku/tax/pdf/world02.pdf)

3-3 逆進性の証明

3-3-1 経済関数

経済学の分野には「消費性向」という言葉がある。所得に占める消費の割合を示すものことだ。たとえば月収20万円の家計所得の家族が月に16万円を消費に回した場合、消費性向は $16/20 = 0.8$ とされる。一般に所得の高い家計の消費性向は低く、所得の低い家計の消費性向は高いという傾向がある。月収20万円の家計の消費性向は0.8であっても、月収80万円の家計の消費支出が40万円であればこの家計の消費性向は $40/80 = 0.5$ となり月収20万円の家計の消費性向より低くなる。

$$\text{消費関数 } C = C_0 + c \times Y$$

(ケインズ)

(C_0 : 基礎消費額、 c : 限界消費性向、 Y : 所得)

- ・所得水準に関わらず一定の消費を行う
- * 所得に比例して消費が増加する
- * 所得水準の低い人ほど、一定の消費量の割合が大きい
- * 所得の低い人ほど、限界消費性向が大きい

$$\text{消費関数 } C = C_0 + c \times (Y - T)$$

(T : 税金)

- * 所得に比例する消費額は、税金の増大とともに減少する

$$\text{平均消費性向 } C_a = C_0 / Y + c \times (Y - T) / Y$$

* 所得水準が低いほど、所得に占める消費の割合が大きい

* 税負担が大きくなると、平均消費性向が小さくなる

$$\begin{aligned} \text{消費 } C &= C_0 + c \cdot (Y - T) \\ \text{税金 } T &= t_i \cdot Y + t_c \cdot C \\ \text{ここで、} t_i &\text{は所得に対する税率、} t_c \text{は消費税率とする。} \\ T &= t_i \cdot Y + t_c \cdot (C_0 + c \cdot Y - c \cdot T) \\ T \cdot (1 + t_c \cdot c) &= t_c \cdot C_0 + (t_i + t_c \cdot c) \cdot Y \\ \frac{T}{Y} &= \frac{t_i + t_c \cdot c + t_c \cdot C_0 \cdot \frac{1}{Y}}{1 + t_c \cdot c} \Rightarrow \frac{T}{Y} = \frac{\frac{t_i}{t_c} + c + C_0 \cdot \frac{1}{Y}}{\frac{1}{t_c} + c} \end{aligned}$$

* 所得水準が低いと、税負担率は大きくなる

* 所得水準が高いと、税負担率は小さくなる

* 消費税率の影響は t_i, t_c, c の関係で決定される

平均消費性向

$$Y = Y_P + Y_T$$

(Y_P : 恒常所得、 Y_T : 変動所得)

(フリードマン)

$$C_a = \frac{C}{Y} = \frac{C_0 + c \times Y_P}{Y_P + Y_T} = \frac{\frac{C_0}{Y_P} + c}{1 + \frac{Y_T}{Y_P}}$$

長期的には変動所得 $Y_T = 0$ であるので、

平均消費性向 $C_a = \frac{C_0}{Y_P} + c$ となる

変動所得 Y_T の上昇 → 平均消費性向 C_a は小さくなる

変動所得 Y_T の降下 → 平均消費性向 C_a は大きくなる

3-1-3-2 需要の価格弾力性

市場価格は、需要曲線と供給曲線の均衡点で決まる。供給側が3%消費税が上がると、その分だけ商品も高くなり、その値段の分だけ消費量も減る。価格弾力性とは、価格が変動したことで、どれほど需要が変化するか、その度合いのことをいう。価格弾力性が

高いと曲線は緩やかになり、価格に対しての数量の変動幅が大きいことを意味する。たとえばブランドもののバッグなどの嗜好品は価格弾力性が高めだと思われる。買おうか迷っている人は、安くなれば買いに走る。(下右図) 逆に、生活必需品など、状況がどう変わっても必要量がそれほど変わらないものは、価格弾力性が低いといえる。価格が下がったとしても、多くはいらないし、価格が上がっても買わないわけにはいけないからだ。価格の変化による需要量の変動幅が小さいため以下のような急勾配の曲線となる。(下左図) 生活必需品の場合は消費税増税分のほとんどが消費者に転化されるのだが、嗜好品の場合はほとんどが供給側が負担する形になるため、生活必需品を買う率が高い低所得者のほうが、物価の上昇の影響を受けやすいということがこのグラフからわかる。

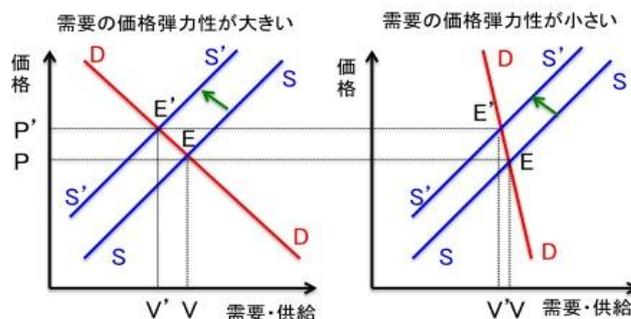


図-4. 価格弾力性と価格転嫁 (作成: 林 佑香)

3-1、3-3-1、3-3-2 で述べたように、低所得者のほうが所得に占める食費の割合が高いこと、高所得者のほうが限界消費性向が小さくなること、低所得者のほうが、必需品購入割合が高いことから消費税の価格転嫁の影響を受けやすいこと、以上の3点から消費税は逆進性であるということを証明できる。

4 研究方法

本研究は、はじめに、既存する消費税対策に関する研究の論文を読み、比較、分析を行う。次に、「平成21年度所得階級別消費額」から、逆進性対策のシミュレーションを行い、分析し、最適な政策を提案する。同時に、国民を対象とし、国民が望む逆進性対策とは何か、についてのヒアリング調査を実施し、我が国が目指す政策を提案する。調査した論文は以下の10本である。

「消費税の逆進性とその緩和策」橋本恭之 (関西大学経済学部教授)

「消費税の逆進性とその緩和策」田代昌孝 (桃山学院大学教授)

「消費税の逆進性対策を考える」森信茂樹（中央大学法科大学院教授）

「VATの最新動向と課題」西山由美（東海大学法学部教授）

「日本再構築」中村てつじ

「消費税の逆進性」宮武嶺

「消費税における逆進性対策」（同志社大学経済学部 伊多波良雄研究室）

「消費税増税における逆進性緩和策」横田信武

全ての既往研究において共通して言える政策は「軽減税率」「給付付き税額控除」そして一部の研究で取り上げられている「一律戻し税」である。世界各国で実際に行われている事例を紹介する。

4-1 「軽減税率」

ヨーロッパ諸国で採用されているのが「複数税率」（日本における「軽減税率」）である。複数税率としてゼロ税率を採用している国としては、イギリス、スウェーデンが挙げられる。特にイギリスは食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品など、幅広い品目について、ゼロ税率を適用している。フランス、ドイツ、スウェーデンでは、食料品等に軽減税率を適用しているものの、その軽減税率の水準はフランスが5.5%、ドイツが7%、スウェーデンが12%と、日本の消費税率よりも高い水準に設定されていることがわかる。政府税制調査会の海外視察団の報告では、これらの国での複数税率の評価はそれほど高くない。視察団の井堀教授は、ヒヤリングの結果を「スウェーデン、ノルウェーでは軽減税率は採用しなかったが、いろいろな政治的プレッシャーでやむを得ずやっ」と総括している。

各国の軽減税率の適用例

	軽減税率		
	7%	5.5%	2.1%
フランス (標準税率 19.6%)	書籍、外食、 宿泊施設の利用	食料品	医薬品、 新聞、雑誌
英国 (同20%)	5%	0%	
	家庭で使う 燃料、電力	食料品、 医薬品、新聞	
ドイツ (同19%)	7%		
	食料品、水道、新聞、雑誌		
スウェーデン (同25%)	12%	6%	0%
	食料品、宿泊 施設の利用	新聞、映画、 スポーツ観戦	医薬品

※財務省資料から作成

図-5. 各国制度 (出典: www.dpj.or.jp/download/6285.pdf)

4-2 「給付付き税額控除」

逆進性の緩和策として複数税率化以外の有力な手段としては、「給付付き消費税額控除」の導入が最近になってクローズアップされてきた。この「給付付き消費税額控除」は、家計調査などの客観的な統計に基づき、年間の基礎的な消費支出にかかる消費税相当額を一律に税額控除し、控除しきれない部分については、給付をするものである。これにより消費税の公平性を維持し、かつ税率をできるだけ低く抑えながら、最低限の生活にかかる消費税については実質的に免除することができるようになる。

給付付き税額控除については、1998年12月15日に発表された民主党の「消費税の抜本改革について」の中でも、「基礎消費支出に係る福祉目的税学及び地方消費税額相当分の一律還付制度(カナダのGST税額控除方式の例=Goods and Services Tax Credit:家族を構成する成人・子どもそれぞれの人数に応じて定額を小切手で還付)を創設することを提案する。」とされている。さらに、2008年12月24日に発表された民主党税制抜本改革アクションプログラムの中でも、「逆進性緩和策としては「給付付き税額控除」の導入が適当である。」と述べられている。

4-3 「消費税の一律戻し税」

一律戻し税という言葉はかつて所得税減税の際に税率ではなく一律の金額を還付するという意味で使われたが、ここでいうのは消費税の一律戻し税である。一律戻し税の考え方はこうである。消費税の逆進性は、生活に必要な最低限のものにさえ課税されることにより、ぎりぎりの生活を送っている低所得者層ほど負担感が大きく感

じられることにある。したがって逆に考えれば、生活に必要な最低限のものを購入した時の消費税を「戻し税」として還元し、公平感を得ようという目的である。では、生活に必要な最低限はどのくらいの額なのか。仮に基礎控除の額 38 万円を考える。これならば、今現在赤ちゃんからお年寄りまでが財産や所得に関わりなく全ての日本人に認められている「生きるために必要最低限の金額」である。仮に食費と考えれば一日当たり約 1000 円となり、この面からも妥当な金額である言えるだろう。したがって戻し税額は 38 万円にかかる消費税分、現行の 5%ならば一人 19,000 円になる。戻し税の対象は日本を生活基盤にするすべての人で、所得制限は課さないものとする。

5 分析結果

5-1 計測結果を各論点から見た比較

以上あげた 3 つの政策のうち、どの政策が最も優れているのかを検証するために、これらの政策の結果をそれぞれ以下の項目で評価していく。シミュレーション結果は「平成 21 年全国消費実態調査」から測定したものである。

- ・ 税の三原則（公平性・中立性・簡索性）から見てどうか
- ・ 国民の満足度から見てどうか
- ・ 実務的な面から見てどうか
- ・ 政治的な面から見てどうか
- ・ 実質的な効果はあるのか
- ・ 不正受給の恐れはどうか
- ・ 再分配政策としての実効性はどうか
- ・ 税収は減らないか

5-1-1 税の三原則から

① 軽減税率を導入した場合

まず 1 つ目の項目である、税の三原則について考えてみる。そもそも税金には三原則「公平性・中立性・簡索性」という特性があり、いくら負担軽減の緩和措置といっても三原則を歪めることは極力避けなければいけない。「公平性」という観点からは、逆進性という問題が軽減税率導入によって解消できるのか、を考える必要がある。分析は、食品に対して 5%の軽減税率を適応した場合である。

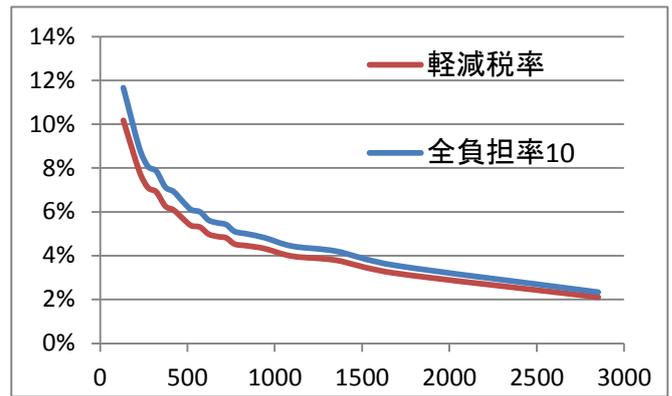


図-6. 所得と所得に占める消費税の比率 (軽減税率)

(作成: 林 佑香 「平成 21 年度国民階級別消費額」から推計)

青色のラインは、軽減税率を導入せずに、すべての消費項目に標準税率 10%にまで引き上げた場合の、収入階級別消費税負担率である。所得が多い世帯ほど消費税負担が低い右下がりになっている。赤色のラインは、食料品に対する支出に軽減税率 5%を適用したもので、食料品以外の品目には標準税率 10%を適用した場合の負担率である。これを見ると、負担割合は多少減っているものの、同じく右肩下がりになっており、「逆進性」が解消している様子はいかからない。図から見てわかるとおり、低所得者も高所得者も食料品にかかる所得に占める消費税負担率にはあまり差が見られない(年収 200 万円の世帯でも約 4 万円、1000 万円の人でも約 9 万円)ということや、公明党が、「対象品目に贅沢品と日常品に分けることなく食料品全般に軽減税率を適用する」と言っているため、低所得者よりも支出額が多い高所得者も多く恩恵を受けるため、このような結果になるといえる。支出額で見た場合には、軽減税率によるメリットは高所得者のほうが大きくなるという議論すらあり軽減税率を適用した場合「公平性」は見込めない。次に「中立性」の観点から検証する。軽減税率を導入する場合、どの品目に適用するのかが問題を生じやすい。容易に政治利権になってしまう可能性が高い。軽減税率となれば、課税の物より売り上げは増えるので、各業界は何としても自分たちの扱う製品を軽減税率にしてもらおうと必死で政治家に請願することになる。たとえば、公明党が対象品目に掲げている新聞や書籍は、果たして必需品だと言えるのだろうか。実際、与党の有力議員のところには各業界団体の人たちが列をなしているのが現状であり、場合によっては汚職の温床となってしまう。何が生活必需品で何がそうでないのか客観的な基準がないのだ。海外

では実際に適用品目と非適用品目の間の線引きを巡って、中立性が損なわれるケースが多く見られており、我が国でもそうした問題を生じる可能性は極めて高いと思われる。「中立性」を守るのは難しいだろう。

海外の制度を見ると、食品の中でも軽減税率にするかどうか、その判断基準は国により異なる。軽減税率を適用する根拠が必ずしも明確でなく、業種間で不公平感があるというのもまた事実のようだ。日本のスーパーマーケットは食料品など生活必需品に対して軽減税率の導入を求めている。しかし、小売業界全体では軽減税率について意見が分かれているのが現状だ。全国の中小スーパーで組織される新日本スーパーマーケット教会は、「食料品に軽減税率が導入されれば売り上げの減少に歯止めをかけられる」としている。しか

ため商品の容量を減量したり、商品の原材料を見直す動きもあった。このようなコスト削減がうまくいかなければ、食品メーカーからの仕入れ価格を変えずにスーパーなど小売業者が値下げすることになるかもしれない。すると、スーパー側が増税分だけ損するのは嫌なので、スーパー側から食品メーカーに対する値下げ圧力がかかる恐れが出てくる。前回の増税時には公正取引委員会が警告を発する場面もあった。

また当然のことながら、軽減税率を導入すると、その分税収が減ることになるため、税収増を実現させるためには標準税率を余計に引き上げる必要が生じる。以上述べたように、軽減税率を適用すると、逆進性の効果が低いこと、適用品目と非適用品目の線引きが難しいこと、小売業者の負担、税収減、以上の3点より税の三原則である「公平性」「中立性」「簡索性」を損なうことになってしまう。

「軽減税率」海外の事例		
	標準税率	軽減税率
 ドイツ	店内で食べると 19%	 持ち帰れば 7%
 カナダ	5個以下だと 5%	 6個以上だと ゼロ%
 フランス	キャビア 輸入品が中心なので 19.6%	フォアグラ、トリュフ 国内産業保護狙いで 5.5%

図一七．各国制度（出典：

www.judanren.or.jp/seisaku/tax/pdf/world02.pdf）

し、他のスーパーの団体は「事務負担が増える」「税収が減る」などの理由で反対だという。日本チェーンストア協会は「少なくとも10%までは単一税率を維持し導入しないでほしい」と反対の姿勢だ。スーパー間でも意見が分かれているのだ。消費税率がアップすれば、小売業界では導入に当たって値札を変えたり、レジシステムを変えたりといった費用が発生する。これに加え、軽減税率が適用されれば、「食料品には税金ゼロだが日用品には10%かかる」といった具合に処理が複雑になる。さらに、もし海外のように食品の中でも税率が異なる軽減税率が採用されれば、小売の負担感が一層増すことは明らかである。もう1つの課題は、長期デフレーションの中で、企業が税率上昇分のすべてを価格に上乗せする「価格転嫁」ができるかどうかだ。実際、1997年に消費税率が3%から5%になったとき、食品メーカーでは消費者にとって「値頃感」のある価格に据え置く

②給付付き税額控除を導入した場合

一方「給付付き税額控除」は「所得税を減税しても、低額所得でもともと納税額が少ないため、減税の恩恵があまり受けられない人に対して給付金を支給する」というもので、実現すれば「公平性」といえるものになるだろう。しかし導入するにあたり、給付対象に所得制限を設定するかどうかを決めなければならない。給付対象に所得制限を設定すれば、クロヨン（業種による捕捉率の格差が9：6：4であると言われていたこと）と言われる給付に必要な財源を圧縮できるのに加えて、高所得者層に税額還付を行わないことにより、一層の再分配効果が期待できることになる。しかし、カナダのような納税者番号制度が導入されていないわが国では、所得制限を設定することはあらたな不公平が生じることになる。また、財産はあるが、所得が少ない人にも恩恵があるというデメリットがある。

③一律戻し税を導入した場合

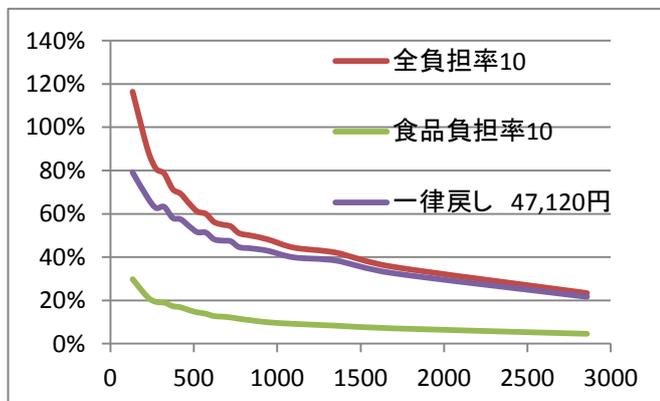
3つ目の政策として「消費税の一律戻し税」というものを考える。「一律戻し税」の考え方は「生活に必要な最低限のものを購入したとき（前述の38万円とする）の消費税が戻し税として還元する」現行の5%であれば一人19,000円である。問題は、戻し税の対象をどうするかである。提案としては2つある。

1) 1つ目は、日本の人世帯の平均人数は2.48人であるため、戻し税額 19,000 円×2.48 人=47,120 円、この額を一世帯に一律に返金するというもの。

2) 2つ目は、戻し税額 19,000 円を国民一人一人に返金するというもの。

この結果を「平成 21 年度国民階級別消費額」から計測した結果について以下に示す。(次頁の図一 8、9 参照)

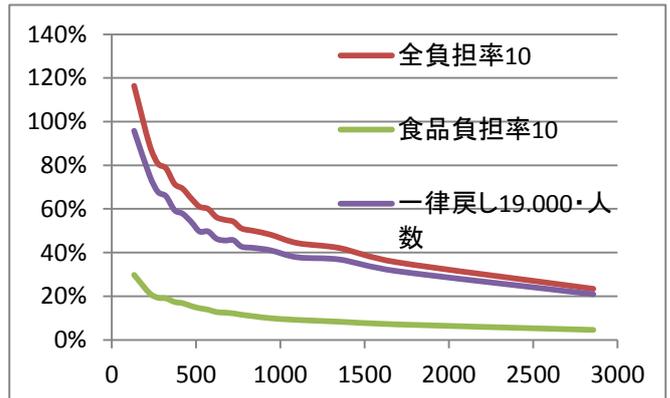
図一 8 の赤色のラインが、軽減税率を導入せずに、すべての消費項目に標準税率 10% にまで引き上げた場合の負担率である。紫色のラインが一世帯に一律 47,120 円を返金した場合の負担率である。もっとも低所得者世帯で 0.04% 軽減されていることがわかり、両者を比較すると緩やかな曲線になっていることから、逆進性の緩和がうかがえる。しかしこの政策には難点がある。それは、一世帯平均人数が 2.48 人であるが、一人家族の場合でも 10 人家族の場合でも一律 47,120 円ということだ。また、受給金を増やそうと、意図的に世帯数を増加させたり、単身赴任の場合はどうするのか、といった問題が生じるのだ。これでは「簡索性」は保つことができて、「公平性」は保つことができない。



図一 8. 所得と所得に占める消費税の比率

(一世帯に一律 47,120 円を返金した場合)

(作成：林 佑香 「平成 21 年度国民階級別消費額」から推計)



図一 9. 所得と所得に占める消費税の比率

(一人当たり 19,000 円返金した場合)

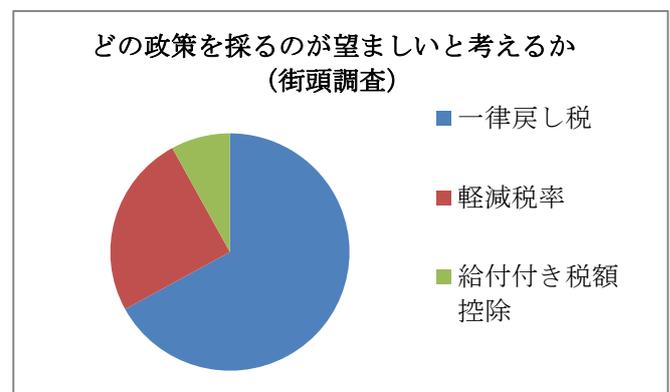
(作成：林 佑香 「平成 21 年度国民階級別消費額」から推計)

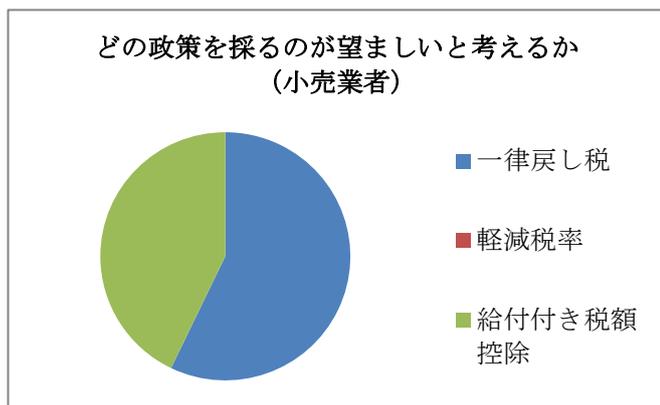
図一 9 の赤色のラインが、消費項目全体に 10% の消費税をかけたで、紫色のラインがこれを見ると、全項目に標準税率 10% 適用した場合に比べ、負担率軽減は見られ、逆進性の緩和も見られる。しかし、上の「一世帯一律 49,600 円返金」の場合に比べると、逆進性の効果は低めである。しかし、一人一律 19,000 円であるため「公平性」であり「簡索性」であるといえる。

5-1-2 国民の満足度から

消費税増税を実現するには国民の理解を得る必要があるが、国民はそれぞれの対策においてどのような意見を抱いているのか調べるために、一般市民、コンビニエンスストアやスーパーマーケットのオーナー、商店のオーナーにヒアリング調査を行った。

【国民消費税逆進性対策アンケート調査結果】





図—10. 各制度に対する評価 (調査・作成：林 佑香)

これらの結果をまとめると、一般市民は「戻し税を実施してほしい」という意見が67%、「給付付き税額控除を実施してほしい」が8%「軽減税率を実施してほしい」が25%であった。税率が異なる消費を扱う小売店などの事業主は、価格転嫁ができるかどうか不安である、事務負担が増えるし、計算が複雑になりミスも増えるという理由から軽減税率を望む人は一人もいなかった。給付付き税額控除や戻し税を支持する回答がほとんどであった。一方で国民のうち主婦層は、税額控除というものに理解がなかったり、軽減税率のほうが、買い物をした時に税負担の軽減を実感しやすい、給付付き税額控除のことがあまりよくわからない、給付付き税額控除は一部の人にしか適用されないもので、ほとんどの国民には関係がない、戻し税というものが信用できない、という理由から、給付付き税額控除よりも軽減税率のほうが圧倒的な支持を得た。それぞれの対策の計測結果を示しても、回答はこのままであったため、国民は逆進性という問題を重視している様子はなく、身近にお得感が得られる軽減税率や戻し税を望んでいることがわかった。

6 まとめ

5章で分析したそれぞれの逆進性対策の計測結果より、逆進性を緩和するのにどの政策が最も有効なのかを検討した。

分析結果

	軽減税率	給付付き税額控除	戻し税(一世帯47.120円)	戻し税(一人ひとりに19.000円)
逆進性緩和効果	×	△	◎	○
税の三原則	×	△	△	○
国民の満足度	△	△	△	△
不正受給の恐れ	○	×	×	○

図—11. 分析結果 (調査・作成：林 佑香)

一律戻し税による一人あたり一律 19.000 円返金

逆進性の効果は「一世帯に49,600円を返金する」戻し税よりも低めである。しかし、一人一律19,000円であるため「公平性」と「簡索性」が保たれる。消費税増税は増収増税が目的であるため、増収が増えなくては意味が無い。この一律戻し税を実施した場合、戻し税の費用は人口1億2,500万人とすると総額2兆3,750億円になる(1億2,500万人×1万9,000円)消費税を1%上げた時の増税額が約2兆5,000億円なので、5%増税した場合は約12兆5,000億円である。つまり、戻し税として2兆5,000億円を返金したとしても、国としては増収が10兆円増えることになる。また、所得の多い人は一般に消費も多いので、すべての人が同一額である一律戻し税ならば、消費の多い人ほど実質的に消費税の税率が上がることになり、累進課税となる。高所得者も同額の還付を受けられるため増税に対する反発は低くなると考えられる。また、すべての人に同額であるため、事務手続きも簡素なものになる。したがってこのために特別に人員を割く必要もないだろう。上の分析結果を見ると、逆進性対策の効果で見ると「一世帯に一律47,120円」戻し税がもっとも適している。総合的に評価するなら「一人あたり一律19,000円」戻し税が良いという結論であるといえる。

引用文献

「消費税の逆進性とその緩和策」橋本恭之(関西大学経済学部教授)

「消費税の逆進性とその緩和策」田代昌孝(桃山学院大学教授)

「消費税の逆進性対策を考える」森信茂樹(中央大学法科大学院教授)